

**秋視協便り　２０２３年秋号**

**～～**　**共生社会の実現をめざして　～～**

**発　　　行** **一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会**

**令和５年　９月３０日**

**発行責任者 会 長 　　照　井　　忠**

〒010-0922　秋田市旭北栄町１－５

　　　　　　　　　　　　　　　 電話 ０１８－８６４－２７８３

　　　　　　　　　　 　　　　　　 FAX ０１８－８６４－２７８５

　　　　 　　　　　 　　Ｅmail：akisikyou@mub.biglobe.ne.jp(事務局)

　 　　　　　 　ホームページアドレス 　http://www.akisikyou.jp



|  |
| --- |
| **「発行にあたって」** |

**会長　　照井　　忠**

２０２３年は、無事に年明けを迎えておりました。

そんなところでも、これまでには経験のなかった豪雨に見舞われました。被害にあわれました方々に対しましては、心よりお見舞い申し上げます。

さらには、これも経験のない猛暑に見舞われた夏でした。

多くの災害や、気候の変化による不安は、よそ事ではなく身に迫っていることを感じられる夏でした。

見えない・見えにくい人には、いろいろな災害に見舞われたときは、自分での行動

の判断はできなくなりがちです。そんな時こそ、多くの方のお力を望みたいところと

思います。

私たち協会でも、活動を通して、いろいろな皆さんへできることをお届けします。

協会の活動にあたりましては、多くの皆様よりのお力をもお願いしなければならな

いところもあります。

手を合わせ、力を合わせのところで、みんなのお力になることを願います。

***実施事業・話題***

**◆女性部盲婦人家庭生活訓練事業「コーヒー教室」より**

　令和4年度の女性部盲婦人家庭生活訓練事業「コーヒー教室」を下記の内容で3年越しに開催しました。

　期日：令和5年2月19日(日)午前10時から12時まで

　場所：秋田県心身障害者総合福祉センター3階ボランティアルーム

　内容：コーヒーの知識。数種類のコーヒーの香りと味の違いを体験。コーヒーの美味しい淹れ方の実技。美味しいケーキの試食とコーヒー豆のお土産付

　講師：ナガハマコーヒー焙煎工場より三浦さん、鈴木さん

　参加者：15名

　参加した方々は、久しぶりにお会いした方も多く、談笑が尽きない中、講義は始まりました。

　コーヒーの原産国に関するクイズやコーヒー豆の買い付けのお話など、スライドなどを使って、色々と教えていただきました。収穫したコーヒーの実・コーヒー豆・焙煎したコーヒー豆も触らせていただき、貴重な体験が出来ました。また、こちらの積極的な質問にも親切丁寧にお答えいただきました。

　コーヒーの比較では4つのカップに注がれた一般的なコーヒー、古い豆のコーヒー、ナガハマコーヒー、品評会で高評価だったコーヒーの飲み比べを体験しました。参加者は好きな味を聞かれましたが、一般的なコーヒーを選んだ方とナガハマコーヒーを選んだ方とに好みは分かれました。

　そしてほとんどの人が初体験だった「フレンチプレス」という器具を使っての美味しいコーヒーの淹れ方体験。フレンチプレスはどこで販売されているのか、いくらくらいの値段なのかと話題にしながら美味しいコーヒーを淹れることが出来ました。

　美味しいコーヒーのお供にはやっぱり美味しいケーキ。ナガハマコーヒーのお店で販売されているケーキを食べながら終始和やかな時間を過ごしました。

　お土産に挽きたてのコーヒー豆をいただき、帰宅途中にフレンチプレスを購入しようかと思った私でした。

　今回、講師を引き受けていただいたナガハマコーヒーの三浦さんと鈴木さんには、お忙しい中、事前打ち合わせにも足を運んでいただき、また、視覚障害のある私達でも安心・安全に過ごせるようご配慮いただきました。本当にありがとうございました。

**◆総合生活訓練について**

３月４日に心身障害者総合福祉センター３階にて午前１０時から午後２時３０分までの日程でパソコン講習会を開催しました。

　講師に湯沢市の県南パソコンサポート市民ネットの中村さんをお招きしました。参加者は３名と少なめでしたが、基本的なパソコンの操作などを丁寧にご指導いただき、とても勉強になりました。講師の中村さんからは、習ったことを家に帰ってからもコツコツとパソコンに触れることが上達の近道です。とおっしゃられていたので、私も頑張りたいと思いました。

　**◆盲婦人家庭生活訓練について**

3月26日（日）に角館にある安藤醸造に見学に行きました。参加者は付き添いやボランティアを含めて12名でした。午前10時に秋田駅東口から貸切バスを利用して角館の安藤醸造の本店に向かいました。工場では7代目の専務の安藤さんから安藤醸造の歴史や味噌．醤油の作り方などを丁寧に教えていただきました。その後、醤油の試飲をさせていただきましたが、とても手間隙をかけて作られているせいか、普段飲んでいるより深い味わいがしました。その後西宮家で昼食をとり、悪天候のため、近くを散策できなかったのは残念でしたが、北浦店で醤油ソフトを食べたり買い物をして15時30分頃に秋田駅に到着して解散しました。悪天候のなかご多数ご参加いただきありがとうございました。

**◆地域活動推進委員連絡会議を開催しました**

4月9日（日）、県心身障害者総合福祉センター３階Ａ・Ｂ会議室にて、理事、地域活動推進委員を含め総勢15名で開催いたしました。

　県視障協の令和5年度事業計画に基づいた内容が担当理事から説明があり、進捗状況の報告を受けました。その後各地域推進委員との情報交換を実施しました。

**●主な事業**

1．生活全般に関する講習・講演会開催事業

2．中途失明者緊急生活訓練事業

3．文化推進事業

4．生活環境改善事業

5．三療講習会、地域三療実技実習

6．スマホ講習会

7．リーダー研修会

8．障害理解教室

以上の内容です。

　詳細につきましては、随時事業実施前に広報にてご連絡いたします。会員の皆様には、極力事業への参加と、地域活動推進委員へのご協力をお願い致します。

**●地域活動推進委員　令和5年度名簿（順不同・敬称略）**

鹿角地区：田口 秀行

大館市：畠山 哲也

北秋田地区：小川 信夫

秋田市：舩木 修

仙北地区：藤原 達朗

大仙市：川原 永正

横手市：高橋 一彦

湯沢・雄勝地区：高橋 義昭

**◆「日視連　分科会　出席報告」**

日本視覚障害者団体連合令和５年度団体提出議案に関する分科会が、日本視覚障害者センター研修室とオンラインで結び、3日間に渡り開催されました。

　4月12日（水）の生活分科会には照井会長がオンライン出席しました。

　生活分科会では、障害福祉サービス全般（同行援護、代筆・代読、日常生活用具、歩行訓練等）、障害者の生活に関わる諸問題（年金、医療、高齢者等）、教育、文化・芸術、スポーツ等について、各団体から提出された議案を話合いました。

　4月13日（木）のバリアフリー分科会には高橋副会長がオンライン出席しました。

　バリアフリー分科会では、移動のバリアフリー（鉄道、道路等）、情報のバリアフリー（放送分野、選挙等）、デジタル化・ＩＣＴ関連、災害等について、各団体から提出された議案を話合いました。

　4月14日（金）には職業分科会が開催されましたが、当協会からは欠席しました。

　職業分科会では、あはき、一般就労等について、各団体から提案されていました。

**◆全国視覚障害者福祉大会（奈良大会）より**

第76回全国視覚障害者福祉大会(奈良大会)が、5月21日（日）・5月22日（月）の2日間、奈良県橿原市に於いて開催されました。

　会場のDAIWA ROYAL HOTEL THE KASHIHARAにリアル参加とオンライン参加を併用したハイブリッド方式で開催され、１日目の踏切と横断歩道の安全を考えるシンポジウムと２日目の全国大会はＹｏｕＴｕｂｅ配信されました。

　また5月21日（日）には、日視連　団体長会議が開催され、照井会長がオンライン参加しました。

　おおよそ登録団体長の三分の一ぐらいがオンライン参加で、他の方は会場での参加でした。

　会議では令和５年度運動方針案（障害者差別解消法の改正、国連障害者権利委員会による日本政府に対する総括所見、人権保障、移動のバリアフリー、情報アクセシビリティの確保、就労、教育、医療と福祉の連携、災害・防災対策、文化・芸術、スポーツ）や、令和５年度団体提出議案などについて審議されました。　また協議事項として、視覚障害者ガイドヘルパーの日の設定について協議されました。

　教育関係のところで、学校当事者より一部の文言の変更要求などありましたが、日視連事務局で検討し、後日連絡ということで終了しました。

　予定の時間内で終わらなければいけないようで、あわただしい話し合いでした。

　全国視覚障害者福祉大会　日視連顕彰　被表彰者として、「礎賞」を前会長の武田利美さんが受賞されました。

武田さん　栄えある受賞　誠におめでとうございます。

　次回の全国大会は熊本県で開催予定です。

　なお、第１日目の開会、シンポジウムの模様と第２日目の大会式典、議事の模様は、ＹｏｕＴｕｂｅで生中継された内容が、期間限定でアーカイブ配信されています。

詳細は日視連ホームページ

http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/230508-jimu/

を参照してください。

**●大会決議**

一、　視覚障害者が踏切と横断歩道を安全かつ安心して渡れるようにするため、必要とされる安全対策を早期に全国で実施することを要望する。

一、　無人駅を含めた全ての鉄道駅を視覚障害者が安全かつ安心して利用できるようにするため、ハードとソフトの両面での安全対策を全国で推進することを要望する。

一、　同行援護における支給量等の地域間格差をなくし、車の利用等個人のニーズや地域の実情に沿った支援を全国で実施することを要望する。

一、　視覚障害女性に対する複合差別を一掃するため、相談体制の充実と防犯用機器等の開発を進めることを要望する。

一、　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定を踏まえ、あらゆる生活の分野での視覚障害者の情報アクセシビリティを向上させることを要望する。

一、　視覚障害者がセルフレジでの決済やタッチパネルでの注文等に困らないよう、見やすい画面や音声対応等の機器の開発に加え、代替手段としての人的対応が実施されることを要望する。

一、　あはきの魅力を次世代の視覚障害者に伝え、技術力の高い視覚障害あはき師

を養成するために、視覚特別支援学校における理療科教育の改革と併せて日視連も加わった卒後研修課程の新設を要望する。

一、　就労する視覚障害者の力を最大限に発揮するため、職業訓練や支援機器の充実、ジョブコーチや職場介助者の活用等、視覚障害者向け雇用支援を全国で拡大することを要望する。

一、　ＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、就学中の視覚障害児及び保護者に対する支援を実現し、教育の機会を保障するため、ニーズに沿った支援体制を確立することを要望する。

一、　医療と福祉、あるいは教育と医療の連携を全国各地で進め、中途や高齢の視覚障害者が必要とする訓練及び福祉の支援を必ず受けられる仕組みを作ることを要望する。

一、　眼球使用困難症の人を含む全ての視覚障害者が適正な福祉の利用や社会的

　　支援が受けられるようにするため、視覚障害者の範囲の見直しを要望する。

一、　様々な災害から視覚障害者の安全を守るため、自治体の防災対策や取り組み

　に視覚障害者のニーズを反映させることを要望する。

1. 文化・芸術活動やスポーツ活動を通して視覚障害者の社会参加や自己実現を

　図るため、活動を支える支援者を全国で増やすことを要望する。

以上決議する。

令和５年５月２２日

第７６回全国視覚障害者福祉大会（奈良大会）

**◆障害者スポーツ協会・表彰式について**

令和５年５月２８日に、令和４年度秋田県障害者スポーツ表彰が行われました。

　当協会の会員より、沼倉正美さんが、障害者スポーツ栃木大会・「一期一会大会」でサウンドテーブルテニス部門において、優勝され、これにより、秋田県障害者スポーツ表彰を、授与されました。おめでとうございます。

**◆ＳＴＴレベルアップ講習会の開催報告**

サウンドテーブルテニスレベルアップ講習会が、６月１１日（日）県心身障害者総合福祉センター体育館・卓球室を会場に、講師・ボランティアを含む総勢２１名の参加で開催されました。

　講習は、ゲーム形式の練習を中心に行い、講師の日本視覚障害者卓球連盟Ｂ級公認審判員の高野寿妙さんに、参加者それぞれの動きを見ていただき、ゲームの合間にルール違反のプレーや悪い癖などを指摘していただき、レベルアップする為に、どのような点に気を付ければよいか指導していただきました。

　私もこれからの練習課題が見つかり、レベルアップを目指し練習を積み重ねようと思います。

**◆令和５年度定時総会より**

（一社）秋田県視覚障害者福祉協会令和５年度定時総会が、６月１８日(日)、県心身障害者総合福祉センターで開催され、沼倉正美議長のもと、令和４年度事業報告・決算報告・公益目的支出計画実施報告、選挙管理委員の任期満了にともなう選任についてなどの執行部提出議案のすべてが原案通り承認されました。

　選任された選挙管理委員は次の方々です。　任期は２年間です。

　工藤定昭さん（湯沢市）

　神田啓子さん（秋田市）

　田口秀行さん（鹿角市）

　**◆日視連あはき協議会・代議員会出席報告**

７月１日に、令和５年度日視連あはき協議会・代議員会が、オンラインで行われました。コロナ発生以前であれば、全国大会の中で行われていた会議です。

　今回は加盟団体６０団体中４９団体の出席でした。

　内容については、令和４年度の事業・決算報告と、令和５年度の事業計画・予算、労災保険の加入促進などについて話合いました。

**◆第１８回東北ブロック視覚障害者ＳＴＴ大会 大会成績**

開催日：令和５年７月８日(土)～９日(日)

会場：「元気フィールド仙台」宮城野体育館

競技種目：サウンドテーブルテニス(ＳＴＴ)

Ａの部（アイマスク着用）、Ｂの部（アイマスク着用なし）

●男子個人戦(Ａの部)

優勝　沼倉正美（秋田県）

準優勝　長澤源一（秋田県）

第３位　村山真人（山形県）

●女子個人戦(Ａの部)

優勝　高橋順子　（秋田県）

準優勝　丹治恵子　（福島県）

第３位　南　伸子　（宮城県）

●男女混合（Ｂの部）

優勝　門間博明　（秋田県）

準優勝　佐佐木昭　（秋田県）

第３位　神田啓子　（秋田県）

**◆ブラインドテニスレベルアップ講習会の実施報告**

期日：令和５年７月９日（日）

場所：秋田県心身障害者総合福祉センター　体育館

時間：１０時から１５時まで

参加者：１５名（講師・ボランティアを含む）

　一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会主催、ブラインドテニスサークルすまいるあきたの全面協力を頂き開催いたしました。

　講師に秋田県テニス連盟理事の工藤恵子さん、サブ講師にすまいるあきたコーチの阿部芳江さんを迎え、暑い１日でしたが体調を崩す人もなく無事終了しました。午前はサーブ・レシーブ練習、午後は試合形式の練習で走り回り、皆さん十分なレベルアップができたと思います。

***トピックス***

**◆各高速道路株式会社「有料道路における障害者割引制度の見直しについて」**

　有料道路における障害者割引制度の見直しについて　～1人1台要件の緩和とオンライン申請を導入します～

　有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

　これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

　あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえＥＴＣを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

１ ご利用開始日 令和5年3月27日（月）より

２ ご利用の際のお願い

① 1人1台要件の緩和

・事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。

・重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。

　なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

② オンライン申請の導入

・ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。

・オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。

※「1人1台要件の緩和」及び「オンライン申請の導入」の概要については、別紙のとおりです。

　なお、不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など所要の見直しを行います。

※詳細については、後日、各道路会社のＨＰにて改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

ＮＥＸＣＯ東日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）

ＮＥＸＣＯ中日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合はTEL 052-223-0333（通話料有料）

ＮＥＸＣＯ西日本お客さまセンター（24 時間）

TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 06-6876-9031（通話料有料）

首都高お客さまセンター （24 時間） TEL 03-6667-5855（通話料有料）

阪神高速お客さまセンター （24 時間） TEL 06-6576-1484（通話料有料）

ＪＢ本四高速 お客さま窓口（9:00～17:30） TEL 078-291-1033（通話料有料）

別紙

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50％の割引を適用

＜現行＞

【対象となる障害者】

○障害者ご本人が運転される場合

・身体障害者手帳の交付を受けられている方

○障害者ご本人以外の方（以下「要介護者」といいます）が運転され、障害者ご本人が乗車される場合

・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方

（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

【対象となる自動車】

事前登録された自動車（障害者１人につき１台）

※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】

身体障害者又は重度の身体障害者若しくは知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、

・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）手帳の提示は不要。ただし、携行は必要

・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

↓

事前登録された自動車1台のみ本割引の対象

例

・ETC車（登録車両）→ETCレーン

・非ETC車（登録車両）→一般、混在レーン

＋

＜今回の改正点＞事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

＜追加の内容＞

【新たに対象となる自動車】

○事前登録されていない自動車

（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）

※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。

※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】

○割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン

（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行

（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）

○料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

○料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用

※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

↓

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、事前登録されていない自動車であっても本割引の対象となります。

ETC車（登録車両）、非ETC車（登録車両）→一般、混在、サポートレーン

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

オンライン申請の概要

・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。

・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。

・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。

・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。

・オンライン申請の受付は令和５年３月２７日（月）から開始となります。

オンライン申請受付サイトのＵＲＬは次のとおりです。

ＵＲＬ： https://www.expressway-discount.jp

（令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。）

・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】

必要書類を提出し、申請

↓

福祉担当窓口が割引対象である旨を記載したシールを手帳に貼付ける

↓

ETC利用の場合は、有料道路ETC割引登録係へ申請

↓

割引適用開始

＋

【今回改正の内容】

申請方法としてオンライン申請を追加（ETC利用登録者を対象）

↓

有料道路ETC割引登録係から送付された割引対象である旨を記載したシールを利用者ご自身で手帳に貼付ける

↓

割引適用開始

※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません

**◆秋田県内で利用できる交通系ICカードについて調べてみました。**

（１） 電車（ＪＲ）では

　Ｓｕｉｃａ（スイカ）とは、鉄道、バス、お買い物などで利用いただけるJR東日本のＩＣカードです。

　広報２０２２年１０月号でもお知らせしましたが、今年３月１８日から障害者割引が適用される新しいＩＣカードのサービスが開始されました。

　サービス対象者は第１種身体障害者または第１種知的障害者の大人の利用者（第２種身体障害者および第２種知的障害者の方はサービス対象外）と、障がい者本人を介護する任意の１名の利用者。

　障害者用Ｓｕｉｃａは次の２種類。障害者本人用はカードの真ん中上に「障」と印字がある。介護者用はカードの真ん中上に「介」と印字がある。

　障害者本人は、手持ちのＭｙ　Ｓｕｉｃａ、を障害者用ＩＣカードに変更できる。

　Ａｐｐｌｅ ＰａｙのＳｕｉｃａや、モバイルＳｕｉｃａを障害者用ＩＣカードとしては利用できない。

　購入箇所はＪＲ東日本のＳｕｉｃａエリア内のみどりの窓口。

　購入時に障害者手帳などの提示が必要。本人用と介護者用と同時に購入し、別々に購入は出来ない。同カードは障害者１名に対し、Ｓｕｉｃａ　１組限りで、複数所持することはできない。

　有効期限は購入日から１年後の同月末日まで。窓口などで障害者手帳等を提示し、対象者である確認が取れれば、さらに１年後の同月末日まで有効期間を延長できる。

　利用条件は障害者用ＩＣカードは本人用・介護者用を同時かつ同一行程で乗車する場合に、自動改札機またはバス運賃機にて割引運賃を自動精算して利用できる。本人用・介護者用を別々または単独で利用はできない。また、利用の際は、障害者手帳などの携行が必要。

　カード紛失時または故障時の取り扱いは、再発行できる。同じ名義で新規に購入はできない。

　また秋田県内の在来線駅では５月２７日の始発から利用を開始する。

　使用可能になる駅は、県内在来線にある１０５駅のうち、奥羽線の和田、四ツ小屋、秋田、泉外旭川、土崎、上飯島、追分の７駅、男鹿線の出戸浜、上二田、二田、天王、船越、脇本、羽立、男鹿の８駅、羽越線の新屋、羽後牛島の２駅。また県境をまたぐ利用はできない。

（２）バス（秋田中央交通）で

　秋田中央交通株式会社と秋田市は、令和４年３月２６日より、ＩＣカードによるバスの運賃支払いサービスを開始しました。

　秋田中央交通が発行する「ＡｋｉＣＡ（アキカ）」およびＪＲ東日本が発行する「Ｓｕｉｃａ（スイカ）（モバイルＳｕｉｃａ含む）」のほか、全国相互利用可能な交通系ＩＣカードによる運賃の支払いが可能になっています。

　ＡｋｉＣＡ（アキカ）とは秋田中央交通が発行するＩＣカードです。

　ＡｋｉＣＡ（アキカ）は、バス運賃の支払いやバス定期券などの地域独自のサービスと、ＳｕｉｃａおよびＳｕｉｃａと相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券やＪＲ東日本の鉄道定期券、電子マネーなどのＳｕｉｃａのサービスが１枚で利用可能です。

　ＡｋｉＣＡ（アキカ）の種類は無記名式と記名式があり、記名式は更に一般・小児・障がい者の３種類があります。

　障がい者カードは購入時に手続きが必要です。身体障害者手帳をご持参ください。

　障がい者カードは割引運賃を自動で精算します。

　障がい者カードをＡｋｉＣＡエリア以外でのご利用の場合は自動割引されません。

　秋田市の福祉乗車証は、従来通りの利用方法となります。

　ＡｋｉＣＡが使えるエリアは秋田中央交通の一般路線バス全線（空港リムジンバス、国際教養大学線、中心市街地循環バス（ぐるる）含む）、秋田市マイタウン・バス全線です。

　ＡｋｉＣＡでＡｋｉＣＡエリアのバスをご利用いただくとご乗車になった区間の運賃に応じて「交通ポイント」が貯まります。（利用した区間運賃の３％）

　なお、各種ＩＣカード、交通機関についての公式サイトのＵＲＬは以下の通りです。

ＪＲ東日本のお知らせのページ

https://www.jreast.co.jp/press/2022/

20220914\_ho02.pdf

地域連携ICカード「AkiCA」について-秋田市公式サイト

https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kotsu/1012207/1033265.html

秋田中央交通公式サイト

https://www.akita-chuoukotsu.co.jp/

**◆ゆうちょ銀行ホームページより　お知らせ　2023年4月10日**

　視覚障がいのあるお客さまからのメールワンタイムパスワードによる送金時認証の申込受付開始について

　2023年7月4日（火）から、ゆうちょダイレクトのメールワンタイムパスワードによる送金時認証を廃止いたしますが、視覚障がいのあるお客さまにおかれましては、引き続き、メールワンタイムパスワードによる送金時認証をご利用いただけるよう、2023年5月8日（月）以降、メールワンタイムパスワードの利用申し込みの受け付けを開始いたします。

※ 現在、メールワンタイムパスワードによる送金時認証をご利用のお客さまも、2023年7月4日（火）以降継続してメールワンタイムパスワードによる送金時認証をご利用いただくためには、下記のお申し込みが必要です。

＜対象のお客さま＞

　視覚障がいのあるお客さま

※ あらかじめ、ゆうちょダイレクトのお申し込みが必要です。

＜申込方法＞

　窓口または郵送により「ゆうちょダイレクト　メールワンタイムパスワード　利用申込書」をご提出ください。

■ 窓口

　通帳（またはキャッシュカード）、お届け印および身体障害者手帳をお持ちのうえ、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお申し込みください。

※ 振替口座でのお申し込みは、通帳（またはキャッシュカード）は不要です。

■ 郵送

　利用申込書をダウンロードのうえ、必要事項を記入・押印し、身体障害者手帳の写しとあわせて送付ください。

※ 郵送によるお申し込みページは、2023年5月8日（月）に開設いたします。

＜注意事項＞

　お申し込みにあたっては、以下にご注意ください。

　スマートフォンアプリ「ゆうちょ認証アプリ」は、音声読上げ機能に対応しています。

　メールワンタイムパスワードの利用申し込みは、セキュリティ強度の高い「ゆうちょ認証アプリ」のご利用が難しいお客さまに限り受け付けています。

　ゆうちょ認証アプリ

　ゆうちょダイレクトのお客さま番号、ログインパスワード、メールワンタイムパスワードは、決して第三者に教えないでください。

　また、お客さま番号、ログインパスワードは、インターネット上のメモアプリやＷｅｂメールに保存しないでください。

　2022年1月4日（火）以降、ゆうちょダイレクトの新規申し込みまたは書面による再申し込みをされたお客さまは、現在メールワンタイムパスワードによる送金時認証をご利用いただけませんが、上記お申し込みにより、2023年7月4日（火）以降、メールワンタイムパスワードによる送金時認証をご利用いただけます。

　メールワンタイムパスワードによる送金時認証により、ゆうちょ銀行あて振替または他金融機関あて振込を行う場合、セキュリティ対策の一環として、総合口座から登録未済口座への１日の送金累積額5万円を超える即時送金はできません。（送金予約・登録済口座への送金を除く）

　ジュニアＮＩＳＡ口座は、送金サービス等をご利用いただけない口座であるため、メールワンタイムパスワードによる送金時認証はお申し込みいただけません。

ゆうちょ銀行ホームページ

視覚障がいのあるお客さまからのメールワンタイムパスワードによる送金時認証の申込受付開始について－ゆうちょ銀行

jp-bank.japanpost.jp

**◆サピエ事務局からのお知らせ**

　PTR3及びプレクストークリンクポケットをご利用の方へのご案内です。

　国立国会図書館から配信されているタイトルが利用できない問題を改善するために最新ファームウェア公開のご案内がシナノケンシのホームページに掲載されました。

http://www.plextalk.com/jp/2023/05/10/8988/

　サピエをご利用いただく方は、必ず最新のファームウェアの更新作業が必要となります。

　更新方法についてのお問い合わせは、以下プレクストークお問い合わせ窓口へお願いいたします。

　電話番号：050-5804-1177

　受付時間：月曜日から土曜日の9時30分から17時まで

**◆国土交通省からの情報提供です。**

　この度、国の災害リスク情報などをまとめて閲覧することができるWebサイト「ハザードマップポータルサイト」がリニューアルしました。

　リニューアルでは、音声読み上げソフトに対応する等、視覚障害者向けの改良が行われました。

詳細は下記をご確認ください。よろしくお願いします。

※出典情報　国土交通省

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\_hh\_000209.html

国土交通省　Press Release

令和５年５月３０日

水管理・国土保全局河川環境課

水管理・国土保全局防災課

国土地理院

ハザードマップポータルサイトのリニューアルについて

～地図上の災害リスクを文字で伝えるユニバーサルデザイン化～

全国の災害リスク情報などをまとめて閲覧することができるWebサイト「ハザードマップポータルサイト」をリニューアルし、誰でも簡単に災害リスクが理解できるよう改良しました。

全国の災害リスク情報や防災に役立つ情報をまとめて閲覧することができる「ハザードマップポータルサイト」のリニューアルを行い、「重ねるハザードマップ」で住所入力や現在地検索するだけでその地点の災害リスクや災害時にとるべき行動が文字で表示される機能を追加し、本日運用開始しました。

これは「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」の議論を踏まえたものであり、必要な情報がマップだけでなくテキスト情報で表示されることにより、音声読み上げソフトを使用すれば視覚障害者の方にも利用可能になるなど、命に関わる情報を誰もが容易に把握できるようになります。

また、トップページの構成を音声読み上げソフトに対応させるなど、Webアクセシビリティに配慮して変更しました。

・リニューアルされた「ハザードマップポータルサイト」についてはこちらを参照ください。

https://disaportal.gsi.go.jp/

（または「ハザードマップ」で検索）

・「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」の資料、議事、報告書については、 以下を参照ください。

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\_blog/universal\_design/index.html

【問合せ先】

○今回のリニューアルに関する内容について

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

課長補佐 谷口（内線：35454）、

係長 大西（内線：35459）

代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8460

○「ハザードマップポータルサイト」全般について

水管理・国土保全局 防災課

課長補佐 宮下（内線：35722）、

係長 長町（内線：35836）

代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8438

○「ハザードマップポータルサイト」の利用規約、動作環境等について

国土地理院 応用地理部 地理情報処理課

課長 根本（内線：6331）、課長補佐 安部（内線：6332）

代表：029(864)1111 直通：029(864)6921

***編集後記***

　芸術の秋。読書の秋。スポーツの秋。色々な秋を私達と共に満喫してみませんか？　自由に外出したい。パソコンやスマートホンを自由に操作したい。楽に文字を書きたい。本を読みたい。視覚に障害があることで、色々なことを諦めたり悩んだりしていませんか？　孤独に陥っておられる方々に、私たちの団体「秋田県視覚障害者福祉協会」への入会をお勧めしています。

　秋田県視覚障害者福祉協会は、「視覚障害者に対する社会の認識と理解を深め、そしてひとりひとりの視覚障害者の人間としての権利が保障される」という願いのもとに活動しています。

　お近くで視覚障害でお悩み・お困りの方がおられましたら、ご紹介お願い致します。

　また、秋田県版スマートサイト（ロービジョンケアを受けることができる施設等の紹介サイト）はご存じでしょうか？

当協会のホームページでも、スマートサイトの情報が掲載しており、またリーフレットもダウンロード出来ますので、ぜひご活用ください。

ダウンロード先

一般社団法人秋田県視覚障害者福祉協会　情報室

http://www.akisikyou.jp/joho.html